

藤沢市障がい福祉サービス事業所 物価高騰対応助成金のお知らせ

藤沢市では、燃料費、公共料金等の物価高騰に際し、障がい福祉サービス事業所が安定的に継続してサービスを提供できる体制を確保するとともに、価格転嫁による利用者負担の増加を抑制し、利用者が安心してサービスを利用できる環境を維持することを目的に助成金を交付します。

なお、神奈川県にも同様の助成制度があります。あわせてご活用ください。

○対象・助成額

助成の対象は藤沢市内に申請時点で所在し、藤沢市民が利用している事業所のみです。
各助成は、事業所番号ごとに申請してください。

【訪問系事業所】

事業所種別	利用定員数	助成金の月額
居宅介護、同行援護、行動援護、計画相談支援、重度訪問介護、宿泊型自立訓練、自立生活援助、就労定着支援、地域移行支援、地域定着支援、移動支援	(定員なし)	4,000円

【通所系事業所】

事業所種別	利用定員数	助成金の月額
就労移行支援(一般型)、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、自立訓練(生活訓練)、生活介護、日中一時支援、地域活動支援センター	10人以下	6,000円
	11人以上30人以下	12,000円
	31人以上50人以下	24,000円
	51人以上	36,000円

【居住系事業所】

事業所種別	利用定員数	助成金の月額
施設入所支援、短期入所、共同生活援助	10人以下	22,500円
	11人以上30人以下	45,000円
	31人以上50人以下	90,000円
	51人以上	135,000円

(助成額の例)

同一事業所番号で、①居宅介護②生活介護(定員20人)③共同生活援助(9人)④短期入所(1人)を実施

①居宅介護	4,000円×12月 = 48,000円
②生活介護	12,000円×12月 = 144,000円
③共同生活援助	22,500円×12月 = 270,000円
④短期入所	22,500円×12月 = 270,000円

合計申請額 732,000円

申請は2023年(令和5年)10月31日までです。

(次のページに続きます。)

○申請方法

事業所番号ごとに該当する事業区分に基づく申請額をそれぞれ集計し、指定番号の事業所単位で申請してください。

事業所番号が異なる事業所はそれぞれ申請してください。

申請は1事業所につき1回限りです。

(申請書類)

- ・藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金申請書兼請求書
(電子メールの場合、押印不要です。)

申請書は、市Webサイトの障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金のページからダウンロードできます。

- ・藤沢市外の法人または課税調査に不同意の場合は、直近の法人住民税納税証明書(事業所の属する法人のもの。コピー、画像、PDF可)

(提出方法)

- ・紙又は電子ファイル(申請書のみ電子ファイルも可)

○申請期間

2023年(令和5年)8月1日～10月31日【必着】

※申請期間を過ぎると助成を受けられませんのでご注意ください。

※申請は1事業所につき1回限りです。

※介護保険サービス事業所、障がい児福祉サービス事業所はそれぞれ申請してください。

○助成決定・交付

原則として口座振込をもって決定通知に代えます。通帳記帳等によりご確認ください。申請から振込みまでは45日～60日程度かかります。

○助成金の使用(執行)に際してのお願い

- ・今回の助成金は、物価高騰に対する臨時的な交付金です、市内経済の活性化、市内経営者への支援として、市内商店等での購入に努めてください。
- ・助成金の目的は、事業所及び利用者の支援です。利用者への価格転嫁を抑制し、食費の据置や工賃の復元に活用いただくようお願いします。
- ・備品購入、設備投資等に活用する場合は、処分制限期間が発生しますので、ご注意ください。

藤沢市Webサイトでもご案内
しています。ご参照ください。



○交付金に関するお問合せ・申請先

藤沢市福祉部障がい者支援課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話 (0466) 50-3528

ファクス (0466) 25-7822

e-mail fj1-shogaifu@city.fujisawa.lg.jp

